

浜田市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組みの方針～



平成31年4月1日

浜田市通学路安全推進会議

「浜田市通学路安全推進会議」規約

(名称)

第1条 この会議は、「浜田市 通学路安全推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、関係機関が相互に連携・協働して、通学路の安全確保に向けた取組みを推進することを目的とする。

(取組)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組みを行う。

- (1) 通学路の安全確保の取組みに関する協議
- (2) 通学路の安全確保に関する情報及び意見交換
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 推進会議は、次に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- (1) 浜田河川国道事務所道路管理課長
- (2) 浜田河川国道事務所維持出張所長
- (3) 浜田県土整備事務所維持第一課長
- (4) 浜田警察署交通課長
- (5) 浜田市校長会代表
- (6) 浜田市PTA連合会代表
- (7) 浜田市総務部防災安全課長
- (8) 浜田市都市建設部建設企画課長
- (9) 浜田市都市建設部維持管理課長
- (10) 浜田市教育委員会学校教育課長
- (11) 浜田市金城支所防災自治課長
- (12) 浜田市旭支所防災自治課長
- (13) 浜田市弥栄支所防災自治課長
- (14) 浜田市三隅支所防災自治課長

(役員)

第5条 推進会議は、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、浜田市教育委員会学校教育課長を充てる。
- 3 副会長は、浜田市総務部防災安全課長を充てる。
- 4 会長は、推進会議の会務処理し、推進会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(推進会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、浜田市教育委員会学校教育課に置く。

附 則

この規約は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「浜田市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「浜田市 通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

構成員	役割
【市教育委員会】 ・ 学校教育課長	学校の安全計画の策定や通学路指定に関し、指導助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組めます。
【交通安全担当部署】 ・ 浜田市総務部防災安全課長 ・ 浜田市金城支所防災自治課長 ・ 浜田市 旭 支所防災自治課長 ・ 浜田市弥栄支所防災自治課長 ・ 浜田市三隅支所防災自治課長	関係機関・組織と連携し、浜田市における交通問題の総合的な施策を推進するとともに、交通安全指導・防犯など、児童等の安全確保対策に取り組めます。
【道路管理者】 ・ 浜田河川国道事務所道路管理課長 ・ 浜田河川国道事務所維持出張所長 ・ 浜田県土整備事務所維持第一課長 ・ 浜田市都市建設部建設企画課長 ・ 浜田市都市建設部維持管理課長	所管する道路に関し、学校が指定する通学路の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組めます。
【警察署(公安委員会)】 ・ 浜田警察署交通課長	児童等の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締りなどに取り組めます。
【学校】 ・ 浜田市校長会代表	より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。
【PTA】 ・ 浜田市PTA連合会代表	通学路の危険箇所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、家庭における安全教育などを行います。



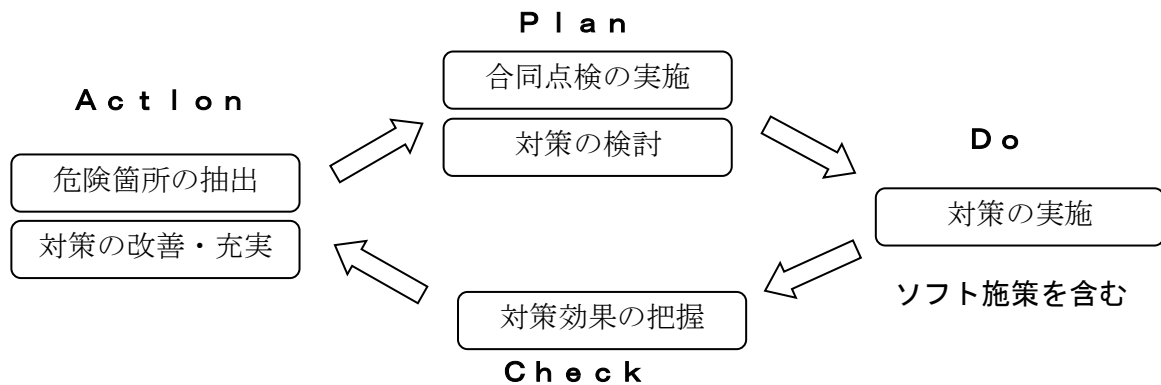
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、平成24年度に実施した緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 危険箇所の抽出

毎年4月～5月に、小中学校ごとに危険箇所の抽出を行います。

(3) 定期的な合同点検

ア 合同点検の実施時期等

市内の小中学校の通学路について、年1回の合同点検を実施します。実施時期は7月～8月に行います。

効率的・効果的に合同点検を行うため、「浜田市通学路安全推進会議」において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

イ 合同点検の体制

小中学校ごとに教育委員会、警察、道路管理者、学校、保護者、自治会等が参加する合同点検を行います。

(4) 対策の検討

合同点検等の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに防護柵設置や路面表示のようなハード対策や交通規制、交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

対策実施後、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているか、学校や児童生徒への聞き取り調査などを実施し、対策実施後の効果について把握します。

(7) 対策の改善・充実

合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

[取組の時期及び内容]

時期	内 容
4月～5月	危険箇所の抽出 ・各小中学校から改善要望書の提出 ・対策実施後の効果について該当小中学校から報告書の提出
6月	第1回通学路推進会議 ・対策の改善・充実 ・合同点検箇所の選定
7月～8月	合同点検の実施 ・現地で対策方法の検討
9月	第2回通学路推進会議（対策の決定） ・対策の検討

4 危険箇所に関する情報共有

小中学校ごとの点検結果や対策内容等については、関係者間で認識を共有するとともに、別添①「通学路の危険箇所対策一覧表」、①-2「通学路の危険箇所票」、②「通学路対策箇所図」を作成し、下記資料について公表します。

- [公表資料] 別添① 通学路の危険箇所対策一覧表
別添② 通学路対策箇所図

5 その他

合同点検を実施せずに対策を検討する場合についても、上記3 (3)を除いた同様な取組みを実施します。

